

経営力向上計画の申請をお考えのみなさまへ

経営力向上計画申請プラットフォームで 電子申請が可能になります!!

現在、郵送でご提出いただいている「経営力向上計画に係る認定申請書は、 令和2年4月より 経営力向上計画申請プラットフォーム※ から 電子申請*できるようになります。プラットフォームのログインには 解 Gビズ I D

が必要ですので事前の取得をお願いします。 ※「経営力向上計画 プラットフォーム」で検索



- * 電子申請ができるものは、経済産業部局や一部省庁(国土交通省、農林水産省、厚生労働省、 環境省及び文部科学省)宛ての申請に限られます。
- * 電子申請ができない場合、申請方法は郵送等になりますが、基本的に経営力向上計画申請プラットフォームで申請書を作成し、PDF出力することができます。
 - ⇒ 申請書の作成データがシステムに保存されるため、今後変更申請書を作成する際に活用できます。

経済産業部局宛てのみの申請は、令和4年4月より完全電子化に移行予定です。

✓ 郵送不要の電子申請が可能になります





✓ GビズIDの取得の流れ

STEP1

STEP2

STEP3

CTED



「GビズID」のサイト で、GビズID申請 書を作成します。



申請書と印鑑証明書を「GビズID運用センター Iへ郵送します。



審査が完了すると Eメールが届きます。



Eメールに記載されたURL をクリックしてパスワードを 設定したら完了です。



「経営力向上計画」について:

経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」の申請書を担当省庁に提出いただき、認定されると、中小企業経営強化税制(即時償却等)や各種金融支援等が受けられます。

●で電子申請のメリット

- 申請書作成にあたり、記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能を活用することが可能です。
- 申請書の郵送費用が不要になります。
- 審査の進捗状況が確認できます。
- ※以下は経済産業部局のみに提出する電子申請の場合
- 標準処理期間が21日(紙の申請書を提出する場合は30日)に短縮されます。
- 認定書は郵送されず、システムからダウンロードすることが可能です。

✓ 電子申請方法

- 1. **経営力向上計画申請プラットフォーム**(https://koujoukeikaku.force.com/) で、「gBizIDでログイン」をクリックし、事前に取得したGビズIDプライムのアカウントIDとパスワードを入力して、ログインします。
- 2. 「事業者メニュー」画面で会社情報の登録をします。
- 3.「事業者メニュー」画面の「経営力向上計画に係る認定申請書」の作成ボタンをクリックすると、入 カフォームに沿って申請書を作成することができます。
- 4. 全ての申請項目を入力し終えると、①電子申請可能な場合:「申請」ボタンをクリックしてください。②電子申請ができない場合:PDF出力ができますので、まず「登録」ボタンをクリック、次に「PDF 出力」ボタンをクリックし、ダウンロードした申請書を担当省庁に提出してください。







詳しい申請方法は、経営力向上計画申請プラットフォーム のサイト内に掲載されている 操作説明書や動画※をご参照ください。

※YouTubeより「経営力向上計画電子申請 meti」で検索

経営力向上計画電子申請 meti



【 お問合せ 】経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課

「経営力向上計画相談窓口」 **03-3501-1957**

•受付時間:平日 9:30-12:00, 13:00-17:00